

令和2年度 助成制度概要 1 (ふるさと島根定住財団・しまね自然と環境財団)

制度 項目	地域づくり応援助成事業(外部人材参画型)	UIターン定着支援交流事業	中国ろうきんNPO寄付システム	しまね環境保全活動助成金
実施主体	ふるさと島根定住財団	ふるさと島根定住財団	ふるさと島根定住財団	しまね自然と環境財団
助成財源・原資	県補助金	県補助金	寄付	県補助金
助成対象の事業	地域課題解決や地域活性化に向け団体自らが実施する各種活動のうち、団体の立ち上がり期の活動や新たな事業展開を図る活動(本格的な規模拡大・グレードアップ等)で継続的な実施が見込めるものであって、活動の継続や発展に関わろうとする外部人材の参画を促進する取り組みが認められるもの。	地域住民団体及びUIターン者グループ等が地域住民やUIターン者の協力を得ながら以下の条件を満たして新たに企画・実施する事業(地域住民団体等の定例の交流会等は対象としない) ①交流会及び地域体験等を取り入れた内容であること 「交流会」UIターン者と地元住民またはUIターン者同士の意見交換や懇親会等 「地域体験等」現地での暮らしを継続するのに必要な地域行事の体験や情報提供等 (例)集落や市町村単位の交流会、県全域で地域おこし協力隊を対象とした交流研修会等 ②UIターン者の参加を広く促すこと ③単発のイベントではなく、参加したUIターン者の定着に結びつけるための継続的なつながりが見込めること	県民のみなさんから中国労働金庫を通じて寄せられた寄付金を、県内のNPO法人に配分する。	島根の豊かな自然環境や、かけがえのない地球環境を未来へと引き継ぐために、主体的に活動するみなさんを支援する助成金 ①自然とのふれあいの推進 ②生物多様性の確保 ③水環境の保全 ④森林・農地・漁場の保全と活用 ⑤地球温暖化対策の推進 ⑥環境への負荷の少ない循環型社会の推進 ⑦環境教育・環境学習の推進
制度の特徴・ポイント	・外部人材の参画を促進しながら、持続可能な地域づくりを目指す事業を助成。 ※外部人材とは、団体構成員以外の者で、当該地域以外から活動に参画する者 ・同一事業への助成は1回限り。ただし、別事業を新たに展開する場合は申請可能。 ・助成事業期間は、令和3年3月末まで。ただし、助成金交付申請書提出後であれば、事前着手制度あり。	UIターン者とその土地で定着するためには地域との関わりが重要であり、地域活動や近所付き合いに積極的であるほど、UIターン者の定着意向は高い傾向にある。そこで、島根県にUIターンした方を対象として、地域住民との交流会や地域との関わりを深める地域体験等のプログラムを企画・運営する地域住民団体及びUIターン者グループ等に対し、その事業に要する経費について予算の範囲内で助成する。	中国労働金庫、中国5県の間接支援組織との協働で、県内NPO法人の活動を支援する。 寄付を原資としており、1口5万円からと少額だが、寄付者の思いの詰まった”志金”。(一般)非営利組織評価センターによるベーシック評価を受けている団体が採択された場合は、1万円を追加配分する。用途に制限は設けない。	実施する活動は、次のことを含む取り組みであること ○団体が活動の主体となる実践的な活動 ○普及啓発を伴う活動 ○広く多くの人に利益をもたらす活動 ○新たな活動、改善された継続的な活動 ○継続性や発展性のある活動
助成の対象団体	県内のNPO法人、民間団体やグループ(構成員が5名以上の団体)、商業法人(法人税法第2条に定める「普通法人」)、企業組合、農事組合法人、営農組合、有限責任事業組合(対象団体(者)が構成員の3分の2以上の組合)、公益・一般財団法人及び公益・一般社団法人(国、地方公共団体の外郭団体及び財政支援(援助)団体以外の団体)で、以下の要件を備えているもの。 ① 団体としての意志決定により助成に係る活動ができ、確実な経理処理ができること ② 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を県内に有し、県内で活動する団体 ③ 規約等により活動目的を明文化していること ④ 代表者が明らかであること	島根県内の地域住民団体及びUIターン者グループ等	島根県内に主たる事務所を置くNPO法人 (令和2年12月末までに認証される予定のNPO法人) ※過去に配分を受けた団体でも応募可能。	環境保全を目的に、営利を目的としない活動を行う次の団体 ○民間非営利団体(NPO、公益法人、一般財団法人、一般社団法人、任意団体) ○10人以上の会員を有すること ○団体の代表者が明らかで、定款・寄付行為又は規約が定まっていること ○県内に活動の本拠地があり、県内で活動を行うこと ○団体名義の口座があり、確実な経理処理が出来ること ○未成年者のみで構成された団体でないこと ○政治活動、宗教活動、反社会的勢力と関わりがないこと
助成の枠	総額1,200万円程度	総額200万円程度	総額150万円程度(令和元年度配分実績173万円)	総額440万円程度(予算の範囲内)
助成額の上限	30万円以上150万円以下	1団体あたり上限10万円	1団体5万円(一部10万円)	1団体につき5万円以上、80万円以内(千円未満の端数は切り捨て)
助成率	助成対象経費の2/3以内	定額	10/10	助成対象経費の2/3以内 (1/3以上の自己資金が必要)
助成事業期間	交付決定日~令和3年3月末 (事前着手制度あり)	1年未満	—	令和2年4月1日~翌年の2月末日
対象経費	謝金(講師や専門家への謝礼)、旅費、材料費(食材費含む)、消耗品費、使用料及び借上料、通信運搬費、広告料、印刷製本費、調査・研究費、設備・備品費、その他事業実施に必要と認められる経費 ※団体の経常的活動経費、団体構成員の人件費は対象外 ※旅費は助成対象経費の30%以内 ※設備・備品費は助成対象経費の50%以内での計上になる	事業実施に係る経費のうち以下を対象とする。 体験料、賃借料、会場借上費、印刷製本費、旅費、通信費、消耗品費 ※団体構成員への支払は、助成額の2割を上限度として充当できるものとする。ただし、謝金は対象としない。	用途に制限は設けない	謝金、旅費交通費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、印刷費、保険料委託費、臨時雇賃金 ※臨時雇賃金は法人のみ ※委託費、臨時雇賃金は対象経費の1/3以内 ※団体の運営に関わる経常的経費は対象外
助成回数・サイクル	年1回	随時	年1回	年1回
申請受付窓口	(公財)ふるさと島根定住財団	(公財)ふるさと島根定住財団	(公財)ふるさと島根定住財団	(公財)しまね自然と環境財団・松江事務所
申請締切日	令和2年6月30日(火)	随時募集	令和2年11月頃(予定)	令和2年度2次募集 令和2年5月11日(当日消印有効)
審査方法	公開プレゼンテーション審査	書類審査	書類審査	審査委員会での書類審査
助成決定の時期	7月末~8月上旬予定	随時	令和3年2月頃	7月上旬(予定) ※採択されれば4/1日以降の活動費が助成対象になります

令和2年度 助成制度概要 2(しまね文化振興財団・しまね女性センター・しまね国際センター)

制度 項目	公益信託しまね文化ファンド	公益信託しまね女性ファンド	世界とつながる島根づくり助成金
実施主体	三菱UFJ信託銀行株式会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	しまね国際センター
助成財源・原資	島根県の出捐金	島根県の出捐金	財団資金
助成対象の事業	<p>しまねの文化振興を目指し、県民が自ら企画し主体者となって行う、先駆的・模範的・実験的・創造的な文化事業で、</p> <p>①地域文化振興…島根の歴史や神話等を素材に仕立てた文化事業 ②芸術文化振興…多様な芸術文化活動の活性化を目指す文化事業 ③国際文化交流…国際文化交流の推進を目指す文化事業 のいずれかに該当する事業</p> <p>* 主に、日頃の文化活動の成果を広く県民に発表する事業や、参加者を広く募集し、合同で行う事業などが対象になりやすい</p>	<p>①魅力ある地域づくり * 女性が男性とともに、地域の担い手としてその感性と能力を生かして行う活動 ②男女共同参画社会づくり * 様々な分野に女性と男性が共に参画していく、豊かで住み良い社会を築きあげる活動 ③次代を担う人づくり * 子どもたちの健康と豊かな人間性を育むための活動 ④水と緑豊かな環境づくり * 自然環境を守り、自然と共存していくための活動</p>	<p>(1)地域の多文化共生の推進に寄与する事業(外国人住民に対する支援を図る事業及び外国人が主体となって地域で実施する交流・多文化理解・支援等の事業を含む) (2)県民の国際理解、友好親善を促進する国際交流事業及び国際協力事業 (3)日本語教育事業(日本語教室運営、教材作成、日本語指導者育成) (4)その他理事長が特に認める事業</p>
制度の特徴・ポイント	<p>●新規企画事業・新規団体による事業も対象となる(※国際交流事業は一部例外有り) ●原則、ジャンル制限は無い(幅広く支援する) ●1団体3回まで助成可能。また、最後に助成を受けてから5年を経過した場合、あらためて 3回の助成を受けることができる (『参加者公募事業』に対しては、5回まで助成可能。→詳細はHP参照)</p> <p>* 事業の確実性、地域への波及、継続性が審査ポイント</p>	<p>・島根県内の女性たちが自主的・主体的に企画実施する活動が対象 ・一般に開放され、地域への影響力が大きく、ネットワークの広がりがある事業が対象(参加者を会員に限定した波及効果の少ない事業は対象外) ・同一団体への助成は3回が限度。但し、最後に助成を受けてから5年を経過した団体は、新たに助成を3回受けることができる ・県市町村など行政が主催・主導する事業や県市町村の支援が適当と考えられる事業は対象外 ・営利を目的とした活動、政治活動、宗教活動は対象外</p>	<p>他団体の助成金との併用可 申請年度前に、3年連続して当財団の助成の交付を受けている事業で、同一の事業内容とみなされるものは対象外(但し、日本語教育事業を除く) また、上記(1)、(2)、(3)の事業で事業費が5万円未満の場合は対象外</p>
助成の対象団体	<p>主に島根県内の民間団体または個人 (※個人の場合、全国的な意義と波及効果が必要) ・法人格の有無は問わないが、営利法人や行政機関は対象外。 ・責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体とする。</p> <p>※海外で行う事業(③国際文化交流)については、原則として活動実績のある団体が対象。(個人は対象外)</p>	<p>・島根県内の女性たちが中心となって活動している民間の団体やグループが対象 ・構成員はおおむね10名以上で、その半数以上が女性であることが目安 ・代表者が女性で、役員の半数以上が女性である ・営利法人や行政機関は対象外</p>	<p>島根県内に所在する民間団体 (法人、任意の別を問わない)</p>
助成の枠	信託財産の範囲内(年間予算1億円)	信託財産の範囲内(年間予算2500万円)	予算の範囲内(年間予算300万円)
助成額の上限	<p>・原則、上限無し(但し、事業によっては上限金額の設定あり) ・1団体につき年間2事業まで(前・後期各1事業)</p>	<p>・1年度につき1団体50万円(対象経費の3分の2) ・男女共同参画社会普及・啓発事業は、10万円を上限に対象経費全額を助成</p>	<p>上限は20万円(助成対象経費の助成率以内の額)</p>
助成率	対象経費の1/2以内	対象経費の2/3	日本語教育事業は2/3、その他事業は1/2
助成事業期間	<p>前期:4月1日～翌年の3月31日 後期:9月1日～翌年の3月31日</p>	<p>前期:4月1日～翌年の3月31日 後期:10月1日～翌年の3月31日</p>	<p>4月1日～翌年の3月31日</p>
対象経費	<p>【対象経費】会場使用料・設営費、広告宣伝費、印刷費、楽器・道具等借料費、講師等の謝金・交通費、託児謝金、案内用通信費 等 【対象外経費】会員に対する謝礼・人件費、施設整備費、ホームページ制作等に係る経費、備品購入費、修繕費、通常活動費 * 自団体を支払先とする経費は原則対象外だが、移動公演等における交通費は対象とする(上限等一定の基準あり)</p> <p>《海外渡航事業》:事業実施に不可欠な道具(楽器・衣裳等)の運搬費と渡航旅費の一部が対象 ※このほかにも対象外経費あり。資金用途により判断する</p>	<p>①対象経費:●講師の謝金・交通費 ●会場費 ●会場設備使用料 ●広告宣伝費 ●印刷費 ●消耗品費等 ②対象外経費:●会場費と広告宣伝費の合計が30万円を超えた額 ●会員に対する謝礼・人件費・交通費 ●団体の経常的運営費(備品購入費・会議費・事務費・通信費・記録費・振込手数料等)や家屋整備費等 ●ホームページ制作等に係る経費 ●自団体が支払先となる支出 ※この他にも助成対象外となる経費があります。資金用途を調査した上で対象経費を判断します。 ※他の補助金等との併用ができない場合があります。</p>	<p>講師等謝金★、講師等交通費(自家用車使用時距離計算★)、講師等宿泊費★、海外渡航経費(小中高生のみ)、会場費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、記録費、車両借上料★、保険料、調理等材料費★、教材費、入場料★(★印は単価規定・上限あり) ※ 対象外経費 小中高生以外の海外渡航費、会議出席や打合せ等の経常的な旅費、茶菓子・飲食代、販売用食材費、土産代、賞品・記念品代、事務費、事務所借上料、備品等の購入費、人件費、寄付金、補助金・負担金</p>
助成回数・サイクル	年2回(前期・後期で募集)	年2回(前期・後期で募集)	年1回
申請受付窓口	公益信託しまね文化ファンド事務局 (公財)しまね文化振興財団	公益信託しまね女性ファンド事務局 (公財)しまね女性センター	(公財)しまね国際センター
申請締切日	前期:12月20日・後期:5月31日(※年によって多少変動あり)	前期:1月15日・後期:7月15日	当該年度の6月末 * 但し令和2年度に限る
審査方法	運営委員会による書類審査	運営委員会による書類審査	運営委員会での審査
助成決定の時期	前期:2月末・後期:7月末	前期:3月下旬・後期:9月下旬	7月中旬(予定)

令和2年度 助成制度概要 3 (島根県共同募金会・島根県社会福祉協議会)

制度 項目	赤い羽根共同募金		NHK歳末たすけあい	新たな支え合いファンド助成事業
	(広域助成)	(地域助成)		
実施主体	島根県共同募金会			島根県社会福祉協議会
助成財源・原資	寄付金	寄付金	寄付金	長寿社会振興基金
助成対象の事業	<p>○社会福祉施設・救護施設・更生保護施設・障がい者小規模作業所 施設機能の充実・強化に伴う施設の整備、機器・車両等の購入費、及び施設が取り組む地域福祉推進のための事業費</p> <p>○広域的な社会福祉団体(市町村域を越えた活動) 新規に設立された団体には育成・援助費、その他の団体には臨時的な事業費 ※営利を目的とした団体は対象外</p>	<p>○市町村域において行われる、社会福祉を目的とする事業 ※各市町村共同募金委員会において決定</p>	<p>○地域福祉推進事業を行う法人・団体 地域福祉の推進に要する機器・備品・車両整備</p>	<p>地域の生活・福祉課題を住民参加により解決していけるよう、助け合いによる生活支援サービスを提供する以下の団体を対象とする。</p> <p>(1)サービス団体立上げ支援 住民を組織化し、サービス団体を立ち上げるための活動 (2)サービス団体移行支援 既存の団体等をサービス団体へ移行させるための活動 (3)生活支援サービス開発 既存のサービス団体と共同して取り組む、新たな生活支援サービス開発のための活動</p>
事業の特徴・ポイント				<p>活動団体は65歳以上の方が3割以上参加していること</p> <p>生活支援サービスは、具体例として家事援助・買い物代行・ミニディ・食の支援・外出支援・その他の在宅福祉サービスなど</p> <p>市町村社会福祉協議会が島根県社会福祉協議会へ申請を行い、市町村社会福祉協議会へ助成金交付となる。市町村社会福祉協議会から活動団体への間接助成は可能。</p>
制度の特徴・ポイント	<p>①10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する ②事業実施年度は助成申請年度の翌年度 ③施設への助成については、前年度に助成の決定を受けていない法人を優先する</p>	<p>10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する。</p>	<p>①12月1日～25日の期間にNHK歳末たすけあいの寄附金を募り、寄せられた寄附金の範囲内で助成する。 ②申請年度の助成決定後、当該年度内に事業実施</p>	<p>(助成対象となる活動基準) エリア:市町村 利用料:原則利用料をとること、また担い手には報酬が支払われる仕組みをとること。無償であってもサービスが提供し続ける体制があればこの限りではない。 助成期間:単年度または2年。助成期間中にサービス団体の立ち上げまたは活動の確実な見込みがあることが条件 ※事業者・営利法人・組合等もしくは、それらの傘下とみなされる団体は対象外 (対象外活動) 従来・既存事業への助成は対象外。 特定の構成員のみを対象にした活動 単に研修・調査・広報等にとどまる活動 単に運営費、施設・機器・設備等の更新を目的とした活動</p>
助成の枠	募金額の範囲内(2,000万円程度)	10月1日～12月31日の期間に赤い羽根募金を募り、寄せられた募金の範囲内で助成する	募金額の範囲内(300万円程度)	5市町村社協程度(総額1,000万)
助成率	3/4以内 (助成額50万円の範囲内の事業については9/10以内)	各市町村共同募金委員会において決定	10/10以内	1市社協 400万円 1町村社協 200万円 ※1つの活動団体に対する上限は200万以内(活動費支出100万・施設整備費支出120万以内) ※1社協で複数団体の申請可能
助成額の上限	施設整備費:200万円の範囲内 備品整備費:150万円の範囲内 ソフト事業費:150万円の範囲内	各市町村共同募金委員会において決定	100万円の範囲内	10/10
助成事業期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで (令和3年度事業)	事業実施年度は助成申請年度の翌年度 ※助成申請年度に事業実施する助成制度を設けている市町村共同募金委員会もある	令和3年3月31日まで (令和2年度事業)	令和2年6月30日まで(令和2年度事業)
対象経費	<p>施設整備費、備品整備費 ソフト事業費(人件費や経常的経費は除く) ※介護保険施設は施設等を活用した住民参加型の福祉活動事業費のみ ※保育所の遊具整備費については遊具本体を対象とし、事業費の上限は200万円とする</p>	各市町村共同募金委員会において決定	地域福祉推進に要する機器・備品及び車両整備費	<p>■活動費支出(最大100万円以内) 講師諸謝金、委員等旅費、消耗品器具備品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、広報費、備品取得費、助成金(間接助成)、管理費</p> <p>■施設整備費支出(最大120万円以内) 取得費(総額200万未満の建物・車両取得による経費※用地取得は対象外。車両取得は、社協で取得することを想定) 修繕費(サービス団体の活動拠点として使用する建物にかかる、総額200万円未満の簡易な改築・修繕・整備に要する経費)</p> <p>※経常経費・人件費・団体構成員への謝金・公的施設の改修等除く</p>
助成回数・サイクル	年1回	年1回	年1回	年1回
申請受付窓口	県共同募金会	各市町村共同募金委員会 (各市町村社会福祉協議会内)	県共同募金会	市町村社会福祉協議会
申請締切日	令和2年5月29日	各市町村共同募金委員会において決定	令和2年5月29日	令和2年4月1日～令和2年6月30日
審査方法	配分委員会による審査	各市町村共同募金委員会において決定	配分委員会による審査	審査委員会でのプレゼンテーション(市町村社協が行う。同席可)および審査 8月予定
助成決定の時期	令和3年3月頃 (内示:令和2年8月頃)	各市町村共同募金委員会において決定	令和3年2月頃 (内示:令和2年8月頃)	令和2年9月頃を予定 ※採択されれば令和2年4月1日以降の活動に関する経費が対象になります